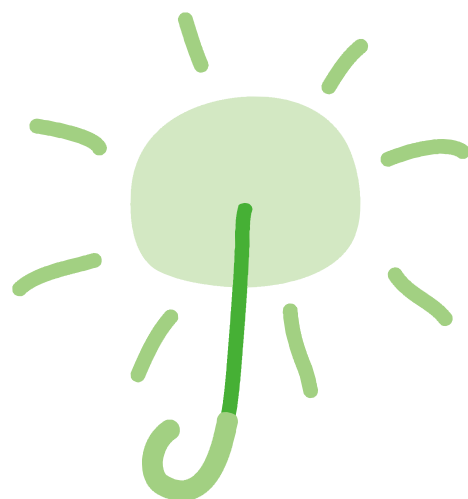


# 震災法律援助の しおり



法テラス

日本司法支援センター

平成 25 年 8 月 発行

この「しおり」は、日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）に震災法律援助を申し込まれた方が、その後の手続やサービスを適切に受けていただけるよう作成したものです。不明な点がありましたら、法テラスの各地方事務所等（巻末に一覧表が添付されています。）にお問い合わせください。

## 1. 震災法律援助の援助内容

援助内容は以下のとおりです。

|              |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 震災代理援助   | <p>被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争を解決しようとする場合の以下の手続における弁護士や司法書士などの費用及び実費の立替え</p> <p>① 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続</p> <p>② ①に先立つ和解の交渉</p> <p>③ 裁判外紛争解決手続のうち法務大臣の認証を受けたもの及び理事長が別に定めるADRの申立て</p> <p>④ 行政不服申立手続</p>  |
| (2) 震災書類作成援助 | <p>被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争について以下の書類の作成を弁護士や司法書士に依頼した場合の報酬及び実費の立替え</p> <p>① 裁判所に提出する書類</p> <p>② ①に先立つ和解の交渉に必要な書類</p> <p>③ 裁判外紛争解決手続のうち法務大臣の認証を受けたもの及び理事長が別に定めるADRの申立てに必要な書類</p> <p>④ 行政不服申立手続に必要な書類</p> |
| (3) 震災法律相談援助 | <p>弁護士又は司法書士による無料法律相談</p>                                                                                                                                                                              |

法テラスの震災法律援助を担当する弁護士には、一般の開業弁護士のほかに、法テラスの地方事務所、支部、地域事務所に勤務している常勤弁護士がいます。常勤弁護士が担当する場合（１）（２）の立替えに代えて、弁護士費用と実費に相当する額（震災代理援助負担金又は震災書類作成援助負担金）及び報酬（報酬金相当額負担金）を法テラスに支払うことを約束していただきます。常勤弁護士は、（３）の震災法律相談援助も行います。

## ２．援助の申込み

次の申込窓口で受け付けます。

- （１）法テラスの地方事務所（支部、出張所及び地域事務所を含みます。）
- （２）法テラスの震災法律援助契約弁護士・司法書士の事務所
- （３）その他、センターが相当と認める場所

申込みに際しては、震災法律援助申込書に住所、氏名、職業、並びに事件の相手方の住所及び氏名等必要な事項を記入して提出してください。

申込みの方法と場所は、巻末記載の各地方事務所等又は法テラスサポートダイヤル（0570-078374）にお問い合わせください。

なお、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所の管轄となる事案の法律相談及び代理をすることができます。この場合司法書士が担当できる事案は、訴えの利益が140万円を超えないものに限定されます。

## ３．個人情報その他提出いただいた資料の取扱いについて

ご提供いただいた個人情報その他の資料（以下「個人情報等」といいます。）は、法令等に基づき次のように適切に管理します。

- （１）個人情報等は、法テラスの業務の目的の範囲内で利用します。
- （２）業務の処理上、個人情報等を法テラスの選定した協力会社（例えば償還金の払込手続を担当する株式会社ゆうちょ銀行）に提供する場合があります。
- （３）個人情報等は、事件を担当する弁護士、司法書士等又は２の（３）のセンターが相当と認める場所へ提供し、共有します。

- (4) 法テラスに対して個人情報等を提供することは任意です。ただし、援助申込書に記入しただけなかった内容によって、援助できない場合があります。
- (5) 提供いただいた個人情報等は、法テラスで定めた保管期間経過後に適切に廃棄します。それ以前に廃棄したり返却したりすることはできませんので、ご了承ください。
- (6) 法テラスに提供いただいた個人情報等に関して、開示の請求をする場合や、開示の結果、誤記等がある場合は、申込みいただいた地方事務所等までお問合せください。

#### 4. 震災法律相談援助を受けるための要件について

次の要件に該当することです。

- (1) 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成23年3月11日に住所、居所、営業所又は事務所を有していた者であること
- (2) 案件が民事・家事・行政に関する法律问题であり、震災法律援助の趣旨に適していること

援助の内容は、口頭での法的助言とし、費用は無料です。震災法律相談援助は、同一問題につき3回を限度とします。一回の相談時間は30分程度を目安としています。

震災法律相談援助の具体的な相談方法（予約制の有無、相談を実施している時間等）は、地方事務所、震災法律援助契約弁護士・司法書士の事務所、センターが相当と認める場所によって異なりますので、必ず事前にご確認ください。

なお、法テラスでは、高齢者又は障がい者等の方のために出張相談を行う場合があります。詳細は地方事務所にお問い合わせください。

#### 5. 簡易な法的文書の作成

内容証明等の簡易な法的文書を作成することによって迅速かつ適正に問題が解決すると認められるときには、震災法律相談援助を担当した弁護士又は司法書士に、簡易な法的文書を作成してもらえます。担当の弁護士、司法書士にご相談ください。

なお、この場合作成された文書 1 通につき 2,100 円をご負担いただきます（生活保護を受けている方が、法律相談時に生活保護を受けていることを証する書面を提出した時は、負担いただかない場合があります。）。また作成された文書は、本人名義のもので、その後の郵送等の手続は本人で行う必要がありますのでご注意ください。

## 6. 裁判や交渉が必要なときの手続

弁護士又は司法書士を依頼して訴訟、調停又は交渉などを行うことを希望されている場合でも、まず法テラスの震災法律相談援助を受けいただき、相談を担当した弁護士又は司法書士に、事件調書を作成して審査に回付してもらう必要があります。ただし、既に依頼を受けることを予定している弁護士又は司法書士がいる場合は、その弁護士又は司法書士を通じて申し込むことにより、震災法律相談援助を省略することができます。

裁判所に提出する書類を作成してもらいたいときも、まず法テラスの震災法律相談援助を受けてください。ただし、弁護士又は司法書士が書類作成援助として、当該案件を引き受ける予定である場合は、その弁護士又は司法書士に事件調書を作成してもらうことにより、震災法律相談援助を省略することができます。

7 に記載の必要書類を揃えられますと、審査に回付され、援助できるか否かについて判断することになります。

## 7. 審査のために準備する書類

審査に際しては、以下の資料が必要となります。申込時に資料の提出が困難な場合には、後日、提出していただくことで対応できる場合がありますので、お申し出ください。

### (1) 本人を確認するための資料

住民票の写し（本籍地の記載があるもの）等

### (2) 平成 23 年 3 月 11 日時点の住所、居所、営業所又は事務所を疎明する資料

- 住 所 住民票、戸籍の附票
- 居 所 居所の賃貸契約書、居所宛ての郵便物（公共料金の請求書等）

- ・営業所又は事務所 登記事項証明書、税務署の收受受付印が捺印された確定申告の控え

※平成 23 年 3 月 11 日時点の住民登録から変更がない場合は（１）の本人を確認するための資料で足ります。

なお、離婚事件などで戸籍謄本が必要となる場合もあります。この他にも必要な書類の提出をお願いすることがありますので、よく確認の上、準備してください。また、審査には申込者本人の出席を求められる場合があります。

## ８．震災代理援助又は震災書類作成援助の要件

援助の要件は次のとおりで、このすべての要件に該当するときは原則として援助開始決定がなされます。

- （１）東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都は除きます。）に平成 23 年 3 月 11 日に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方であること
- （２）申込みに係る対象手続によって解決しようとする紛争が、東日本大震災に起因するものであること
- （３）勝訴の見込みがないとはいえないこと

訴訟における勝訴判決の見込みがあるときはもちろん、弁護士又は司法書士がつくことにより、調停、和解、示談交渉等による紛争の解決や、申込者の法律上の利益の獲得が期待できること。ただし、勝訴判決が得られても、相手方の資産状況等から、回収可能性がなく申込者の利益とならない場合は、勝訴の見込みがないと判断します。

- （４）震災法律援助の趣旨に適すること

援助を受けることが法律上、経済上の利益に向けられていない場合（単に報復的感情を満たすだけなど）や、社会正義若しくは法に照らし援助するのが適当でない場合（権利濫用的な訴訟など）は援助できません。また、極端な少額訴訟も費用対効果の観点から援助できません。また、震災法律援助は費用を立替える制度ですので、償還の意思を持たない方は震災法律援助

の趣旨に反するため援助できません。

なお、援助の契約や審査により付された条件に同意されないときも援助できません。

## 9. 援助の要件に該当するが援助できない場合

8の要件に該当しても以下のときは援助できない場合があります。

- (1) 外国において事件の処理を必要とするとき
- (2) 著しく特殊又は専門的な能力を必要とするとき
- (3) 受任者等となるべき者を選任することができないとき
- (4) その他援助することが著しく困難なとき

以上のほか、法テラスの財務状況その他特別の事情があるときは援助不開始決定とする場合があります。また、弁護士若しくは司法書士等を選任できなかったとき、又は途中で援助の要件を欠くことが明らかになったときは、援助開始決定を取り消すことがあります。

## 10. 立替額の目安（平成 24 年度標準額）

以下の金額はあくまでも目安です。実際には事件の種類や複雑さなどを考慮して決定します。また、この他に必要な実費を立て替える場合があります。

### ◇金銭請求事件

訴訟により訴額 100 万円の損害賠償請求訴訟を行い、100 万円の返還を受けた場合

| 震災代理援助の立替金 |           | 震災書類作成援助の立替金  |          |
|------------|-----------|---------------|----------|
| 実 費        | 35,000 円  | 実 費           | 15,000 円 |
| 着 手 金      | 126,000 円 | 初回報酬          | 26,250 円 |
| 報 酬 金      | 105,000 円 | 合 計           | 41,250 円 |
| 合 計        | 266,000 円 | (書類作成 1 回の場合) |          |

※震災代理援助の立替金は事件の困難性により着手金、報酬金を増額する場合があります。

### ◇相続放棄申述

| <u>震災代理援助の立替金</u> |                    | <u>震災書類作成援助の立替金</u> |          |
|-------------------|--------------------|---------------------|----------|
| 実 費               | 20,000 円           | 実 費                 | 10,000 円 |
| 着手金               | 31,500 円～ 42,000 円 | 初回報酬                | 26,250 円 |
| 合 計               | 51,500 円～ 62,000 円 | 合 計                 | 36,250 円 |

(書類作成 1 回の場合)

### ◇原発 ADR 申立事件

200 万円の支払いを受けた場合

| <u>震災代理援助の立替金</u> |                     | <u>震災書類作成援助の立替金</u> |          |
|-------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 実 費               | 10,000 円            | 実 費                 | 10,000 円 |
| 着手金               | 36,750 円            | 初回報酬                | 26,250 円 |
| 報酬金               | 42,000 円～ 105,000 円 | 合 計                 | 36,250 円 |
| 合 計               | 88,750 円～ 151,750 円 |                     |          |

(書類作成 1 回の場合)

※震災代理援助の報酬金は、事件の相手方より金銭を受領した場合は、事件  
 終結時にそれまでの立替金と新たに発生する報酬金を、受領した金銭から  
 原則一括して償還します。この震災代理援助のケースでは報酬金は原則立  
 替えになりません。

## 11. 援助開始決定後の手続

### (1) 契約書の作成

援助開始決定となった場合、法テラスと案件を担当する弁護  
 士又は司法書士等と本人の三者間で所定の契約を締結（3 通作  
 成）します。契約書は 1 通が本人のもので、契約内容を  
 よく確認した上で、保管しておいてください。

### (2) 費用の立替え

契約書記載の実費や着手金は、法テラスが弁護士又は司法書  
 士等に立替払いします。決定書又は契約書に記載のある場合を  
 除いて、弁護士や司法書士等に直接費用を支払う必要はありま  
 せん。ただし、自己破産事件の予納金は、生活保護を受けてい  
 る場合又は東日本大震災により住居に半壊以上の損害を受け、

当該損害について罹災証明書の発行を受けた場合、又は同地震に伴い発生した原発事故に関し、警戒区域若しくは計画的避難区域に、同日において、住居を所有し若しくは賃貸しており、破産申立てをしたときや破産手続に移行したときを除き、原則、本人負担となりますのでご注意ください。

なお、事件によっては、鑑定料など特別の費用がかかる場合や、更に書類作成費用が必要となる場合があります。その場合には、一定の限度内で追加立替えをすることがあります。

### (3) 償還方法と自動払込手続について

震災法律援助の償還は、事件終結後から開始されますが、原則として、株式会社ゆうちょ銀行の自動払込によるものとなります。自動払込手続をとることを指示された方は、速やかに所定の手続をとってください。

決定どおりの償還がなされない場合、電話や文書、来訪による督促や法テラスが選定する協力会社等に委託のうえ、償還金入金のお願いを実施することがあるほか、裁判所を利用した法的手続による回収を実施することがあります。何らかの事情で償還が困難になったときは、必ず文書や電話等で地方事務所長に申し出てください。

この所定の手続に協力いただけない場合、援助を打切ることがあります。

### (4) 弁護士又は司法書士等の決定

援助開始決定後、弁護士又は司法書士等の選任手続を行います。

弁護士又は司法書士等が決まると、法テラス又は事件を引き受けた弁護士若しくは司法書士等から連絡がありますので、指定された日時・場所に関係書類とハンコをもって訪問してください。

## 12. 事件進行中の注意点

### (1) 弁護士又は司法書士等との関係

弁護士又は司法書士等の事件処理に疑問があるときは、文書等で地方事務所まで申し出てください。事件進行中に、弁護士

又は司法書士等との相談なく、示談を成立させたり、事件を取り下げたりすることのないよう、よく相談の上事件を進めてください。なお、地方事務所長の承諾なく弁護士又は司法書士等を解任することはできません。

(2) 住所、氏名等の変更があった場合

住所や氏名等の変更があったときは、必ず文書等で連絡してください。変更の連絡がないために連絡がとれなくなったときは、援助を打ち切る場合もありますので、ご注意ください。援助を打ち切る場合でも、弁護士又は司法書士等の費用はご負担いただくことになります。

### 13. 震災法律援助の終結

(1) 援助の終結

事件が終結し、弁護士若しくは司法書士等から終結報告書が提出されたとき又は援助を継続する必要がなくなったときは、審査の上、援助の終結決定をし、報酬金及び追加で支出されるべき実費の額や支払方法並びに立替金の償還方法等を決定します。なお、援助開始時に決定した実費については、事件終了に伴う精算は行いません。また、援助を受けた方は、特別の事情のない限りこの審査にあたり意見を述べることができます。

(2) 報酬金について

事件が終わると、弁護士又は司法書士等に報酬金を支払うことになります。報酬金額は、通常の事件の場合、受けた利益の10%程度ですが、多重債務事件に関連して交渉により過払金を回収した場合は回収額の15%程度、訴訟により回収した場合は回収額の20%程度となります。また、原発事故損害賠償請求事件（ADRや示談交渉など）における報酬金額は、給付額の2%から5%程度となります。なお、事案によっては、審査の上、報酬金が基準よりも増減することがあります。必要と判断するときは、報酬金を立て替えることがあります。

(3) 事件の相手方から金銭を受領したとき

事件の解決等により、相手方から金銭を受領した場合は、弁

護士又は司法書士等が保管しますが、必要に応じて法テラスの  
地方事務所がお預かりする場合があります。その後、報酬金額  
と立替金の償還方法を審査した上、精算してお支払いいたしま  
す。なお、立替金と報酬金は、原則として相手方から受領した  
金銭の中から一括して即時に償還いただきます。

(4) 援助終結時の立替金の償還、猶予等の決定について

立替金は援助終結後から償還いただくことになります。

援助終結決定時に、生活状況をお聴きするとともに財産的利  
益の取得状況を確認し、立替金の償還又はその猶予若しくは免  
除について決定します。

(5) 立替金の償還免除について

終結決定時又はその後において、次の生活状況のときは立替  
金の全部又は一部の償還を免除する場合があります。

①生活保護法による保護を受けているとき

②①に準ずる程度に生計が困難であり、将来もその資力を回復  
する見込みに乏しいと認められるとき

生活状況が厳しく償還が困難な方は、地方事務所にご相談く  
ださい。なお、免除を申請する場合には、免除申請書及び収入・  
資産・生活状況を示す書面の提出が必要です。免除の申請をし  
た方すべてが免除を受けられるわけではありません。

## 14. 地方事務所長の決定への不服申立て

地方事務所長のした決定に不服のある場合には、不服申立てをす  
ることができます。不服申立てをするときは、決定の通知が到達した日  
から 30 日以内に、地方事務所長に対し不服申立書を提出してくださ  
い。申立書は地方事務所に備えてあります。所定の申立書を利用しな  
いときは、不服申立ての内容、申立人の氏名及び住所を記載した文書  
で申立ててください。不服申立審査会の審理は、原則として書面によ  
り行われます。なお、不服申立書は弁護士又は司法書士へも交付され  
ることがあります。

## 15. 再審査申立てについて

不服申立てに対する決定に更に不服がある場合は、理事長に対して再審査の申立てをすることができます。再審査申立てをするときは、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から14日以内に、再審査申立書を地方事務所長に提出してください。申立書は地方事務所に備えてあります。所定の申立書を利用しないときは、再審査の内容、申立人の氏名及び住所を記載した文書で申し立ててください。再審査委員会の審理は、原則として書面により行われます。なお、再審査申立書は弁護士又は司法書士へも交付されます。

## 16. 法テラスの常勤弁護士による震災法律援助の提供

法テラスの地方事務所、支部、地域事務所には、法テラスに勤務している常勤弁護士がいます。法テラスの常勤弁護士は、震災法律援助（震災代理援助、震災書類作成援助、震災法律相談援助）の提供を行います。常勤弁護士が担当する場合、震災法律相談援助は無料ですが、震災代理援助、震災書類作成援助については、弁護士費用及び実費に相当する額（負担金）並びに報酬金を法テラスに支払うことを約束した方のために行う援助ですので、13の（4）でご説明した立替金の償還に代えて負担金を法テラスに支払っていただくこととなります。

## 日本司法支援センター(法テラス)全国事務所所在地等一覧

平成25年8月1日現在

|            |                                  |                                               |
|------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 本 部        | 〒164-8721 中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F | TEL 0503383-5333                              |
| 東京地方事務所    | ☎ 0503383-5300                   | 〒160-0004 新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F                 |
| 多摩支部       | ☎ 0503383-5327                   | 〒190-0012 立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F          |
| 新宿出張所      | ☎ 0503381-2312                   | 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-42-10<br>ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F  |
| 上野出張所      | ☎ 0503383-5320                   | 〒110-0005 台東区上野2-7-13<br>JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F   |
| 池袋出張所      | ☎ 0503383-5321                   | 〒170-0013 豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F             |
| 多摩支部八王子出張所 | ☎ 0503383-5310                   | 〒192-0046 八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F             |
| 神奈川地方事務所   | ☎ 0503383-5360                   | 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F             |
| 川崎支部       | ☎ 0503383-5366                   | 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-1<br>パシフィックマークス川崎ビル10F |
| 小田原支部      | ☎ 0503383-5370                   | 〒250-0012 小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F             |
| 埼玉地方事務所    | ☎ 0503383-5375                   | 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15<br>さいたま商工会議所会館6F  |
| 川越支部       | ☎ 0503383-5377                   | 〒350-1123 川越市脇田本町10-10 KJビル3F                 |
| 熊谷地域事務所    | ☎ 0503383-5380                   | 〒360-0037 熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F                 |
| 秩父地域事務所    | ☎ 0503383-0023                   | 〒368-0041 秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F                |
| 千葉地方事務所    | ☎ 0503383-5381                   | 〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きばーる)2F        |
| 松戸支部       | ☎ 0503383-5388                   | 〒271-0092 松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F             |
| 茨城地方事務所    | ☎ 0503383-5390                   | 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F                  |
| 下妻地域事務所    | ☎ 0503383-5393                   | 〒304-0063 下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F           |
| 牛久地域事務所    | ☎ 0503383-0511                   | 〒300-1234 牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F                |
| 栃木地方事務所    | ☎ 0503383-5395                   | 〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F                |
| 群馬地方事務所    | ☎ 0503383-5399                   | 〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F                |
| 静岡地方事務所    | ☎ 0503383-5400                   | 〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F            |
| 沼津支部       | ☎ 0503383-5405                   | 〒410-0833 沼津市三園町1-11                          |
| 浜松支部       | ☎ 0503383-5410                   | 〒430-0929 浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F         |
| 下田地域事務所    | ☎ 0503383-0024                   | 〒415-0035 下田市東本郷1-1-10 パールビル3F                |
| 山梨地方事務所    | ☎ 0503383-5411                   | 〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F             |
| 長野地方事務所    | ☎ 0503383-5415                   | 〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F           |
| 松本地域事務所    | ☎ 0503383-5417                   | 〒390-0873 長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階                |
| 新潟地方事務所    | ☎ 0503383-5420                   | 〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F         |
| 佐渡地域事務所    | ☎ 0503383-5422                   | 〒952-1314 佐渡市河原田本町394<br>佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F |
| 大阪地方事務所    | ☎ 0503383-5425                   | 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F           |
| 堺出張所       | ☎ 0503383-5430                   | 〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F          |
| 京都地方事務所    | ☎ 0503383-5433                   | 〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427<br>京都朝日会館9F   |
| 福知山地域事務所   | ☎ 0503383-0519                   | 〒620-0054 福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F                 |

|          |                |           |                                    |
|----------|----------------|-----------|------------------------------------|
| 兵庫地方事務所  | ☎ 0503383-5440 | 〒650-0044 | 神戸市中央区東川崎町1-1-3<br>神戸クリスタルタワービル13F |
| 阪神支部     | ☎ 0503383-5445 | 〒660-0052 | 尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F             |
| 姫路支部     | ☎ 0503383-5448 | 〒670-0947 | 姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル           |
| 奈良地方事務所  | ☎ 0503383-5450 | 〒630-8241 | 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F                |
| 南和地域事務所  | ☎ 0503383-0025 | 〒638-0821 | 吉野郡大淀町下瀬68-4 やすらぎビル4F              |
| 滋賀地方事務所  | ☎ 0503383-5454 | 〒520-0047 | 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F            |
| 和歌山地方事務所 | ☎ 0503383-5457 | 〒640-8152 | 和歌山市十番丁15 市川ビル2F                   |
| 愛知地方事務所  | ☎ 0503383-5460 | 〒460-0008 | 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F          |
| 三河支部     | ☎ 0503383-5465 | 〒444-8515 | 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F               |
| 三重地方事務所  | ☎ 0503383-5470 | 〒514-0033 | 津市丸之内34-5 津中央ビル                    |
| 岐阜地方事務所  | ☎ 0503383-5471 | 〒500-8812 | 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F               |
| 可児地域事務所  | ☎ 0503383-0005 | 〒509-0214 | 可児市広見5-152 サン・ノブールビレッジ・ヒロミ1F       |
| 中津川地域事務所 | ☎ 0503383-0068 | 〒508-0037 | 中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F           |
| 福井地方事務所  | ☎ 0503383-5475 | 〒910-0004 | 福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F              |
| 石川地方事務所  | ☎ 0503383-5477 | 〒920-0911 | 金沢市橋場町1-8                          |
| 富山地方事務所  | ☎ 0503383-5480 | 〒930-0076 | 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F             |
| 魚津地域事務所  | ☎ 0503383-0030 | 〒937-0067 | 魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F          |
| 広島地方事務所  | ☎ 0503383-5485 | 〒730-0013 | 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F            |
| 山口地方事務所  | ☎ 0503383-5490 | 〒753-0072 | 山口市大手町9-11 山口県自治会館5F               |
| 岡山地方事務所  | ☎ 0503383-5491 | 〒700-0817 | 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F        |
| 鳥取地方事務所  | ☎ 0503383-5495 | 〒680-0022 | 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F             |
| 倉吉地域事務所  | ☎ 0503383-5497 | 〒682-0023 | 倉吉市山根572 サンク・ピエスビル202号室            |
| 島根地方事務所  | ☎ 0503383-5500 | 〒690-0884 | 松江市南田町60                           |
| 浜田地域事務所  | ☎ 0503383-0026 | 〒697-0022 | 浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F                |
| 西郷地域事務所  | ☎ 0503383-5326 | 〒685-0015 | 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F         |
| 福岡地方事務所  | ☎ 0503383-5501 | 〒810-0004 | 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F           |
| 北九州支部    | ☎ 0503383-5506 | 〒802-0006 | 北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F        |
| 佐賀地方事務所  | ☎ 0503383-5510 | 〒840-0801 | 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F            |
| 長崎地方事務所  | ☎ 0503383-5515 | 〒850-0875 | 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F                 |
| 佐世保地域事務所 | ☎ 0503383-5516 | 〒857-0806 | 佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402          |
| 杵岐地域事務所  | ☎ 0503383-5517 | 〒811-5135 | 杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F               |
| 五島地域事務所  | ☎ 0503383-0516 | 〒853-0018 | 五島市池田町2-20                         |
| 対馬地域事務所  | ☎ 0503383-0517 | 〒817-0013 | 対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F              |
| 平戸地域事務所  | ☎ 0503383-0468 | 〒859-5114 | 平戸市築地町510 森貨事務所1F                  |
| 雲仙地域事務所  | ☎ 0503383-5324 | 〒854-0514 | 雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F          |
| 大分地方事務所  | ☎ 0503383-5520 | 〒870-0045 | 大分市城崎町2-1-7                        |
| 熊本地方事務所  | ☎ 0503383-5522 | 〒860-0844 | 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F               |
| 高森地域事務所  | ☎ 0503383-0469 | 〒869-1602 | 阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F      |

|           |                |           |                                     |
|-----------|----------------|-----------|-------------------------------------|
| 鹿児島地方事務所  | ☎ 0503383-5525 | 〒892-0828 | 鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階         |
| 鹿屋地域事務所   | ☎ 0503383-5527 | 〒893-0009 | 鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F                  |
| 指宿地域事務所   | ☎ 0503383-0027 | 〒891-0402 | 指宿市十町912-7                          |
| 奄美地域事務所   | ☎ 0503383-0028 | 〒894-0006 | 奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F              |
| 徳之島地域事務所  | ☎ 0503381-3471 | 〒891-7101 | 大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2階            |
| 宮崎地方事務所   | ☎ 0503383-5530 | 〒880-0803 | 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F                  |
| 延岡地域事務所   | ☎ 0503383-0520 | 〒882-0043 | 延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F               |
| 沖縄地方事務所   | ☎ 0503383-5533 | 〒900-0023 | 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F           |
| 宮古島地域事務所  | ☎ 0503383-0201 | 〒906-0012 | 宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F              |
| 宮城地方事務所   | ☎ 0503383-5535 | 〒980-0811 | 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F            |
| 南三陸出張所    | ☎ 0503383-0210 | 〒986-0725 | 本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地                   |
| 山元出張所     | ☎ 0503383-0213 | 〒989-2203 | 亶理郡山元町浅生原字日向13番地1                   |
| 東松島出張所    | ☎ 0503383-0009 | 〒981-0503 | 東松島市矢本字大溜1-1                        |
| 福島地方事務所   | ☎ 0503383-5540 | 〒960-8131 | 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F               |
| 会津若松地域事務所 | ☎ 0503383-0521 | 〒965-0871 | 会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F               |
| 二本松出張所    | ☎ 0503381-3803 | 〒964-0917 | 二本松市本町1-60-2<br>旧安達地方広域行政組合自治センター1F |
| ふたば出張所    | ☎ 0503381-3805 | 〒979-0407 | 双葉郡広野町広洋台1-1-89                     |
| 山形地方事務所   | ☎ 0503383-5544 | 〒990-0042 | 山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F            |
| 岩手地方事務所   | ☎ 0503383-5546 | 〒020-0022 | 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F              |
| 宮古地域事務所   | ☎ 0503383-0518 | 〒027-0076 | 宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F                  |
| 大槌出張所     | ☎ 0503383-1350 | 〒028-1115 | 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号                    |
| 気仙出張所     | ☎ 0503383-1402 | 〒022-0003 | 大船渡市盛町字宇津野沢9番地5                     |
| 秋田地方事務所   | ☎ 0503383-5550 | 〒010-0001 | 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F              |
| 青森地方事務所   | ☎ 0503383-5552 | 〒030-0861 | 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F          |
| 八戸地域事務所   | ☎ 0503383-0466 | 〒031-0086 | 八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F                 |
| むつ地域事務所   | ☎ 0503383-0067 | 〒035-0073 | むつ市中央1-5-1                          |
| 札幌地方事務所   | ☎ 0503383-5555 | 〒060-0061 | 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F          |
| 函館地方事務所   | ☎ 0503383-5560 | 〒040-0063 | 函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F             |
| 江差地域事務所   | ☎ 0503383-5563 | 〒043-0034 | 檜山郡江差町字中歌町199-5                     |
| 八雲地域事務所   | ☎ 0503383-8366 | 〒049-3106 | 二世郡八雲町富士見町21番地1                     |
| 旭川地方事務所   | ☎ 0503383-5566 | 〒070-0033 | 旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F           |
| 釧路地方事務所   | ☎ 0503383-5567 | 〒085-0847 | 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F             |
| 香川地方事務所   | ☎ 0503383-5570 | 〒760-0023 | 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F                |
| 徳島地方事務所   | ☎ 0503383-5575 | 〒770-0855 | 徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F                |
| 高知地方事務所   | ☎ 0503383-5577 | 〒780-0870 | 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F                 |
| 須崎地域事務所   | ☎ 0503383-5579 | 〒785-0003 | 須崎市新町2-3-26                         |
| 安芸地域事務所   | ☎ 0503383-0029 | 〒784-0004 | 安芸市本町3-11-22 2F                     |
| 中村地域事務所   | ☎ 0503383-0467 | 〒787-0014 | 四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F          |
| 愛媛地方事務所   | ☎ 0503383-5580 | 〒790-0001 | 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F            |

# ・ 震 災 法 律 援 助 の 手 続 ・

## 援助の申込み

### 援助要件

- ①被災者であること
- ②震災法律援助の趣旨に適する事

## 震災法律相談援助（無料法律相談）

センターの事務所  
での無料法律相談

震災法律援助契約弁護士・  
司法書士の事務所

センターが相当と  
認める場所

### 震災簡易援助

震災法律相談援助に付随した簡易な法的文書の作成（一部費用負担あり）

相談だけで解決が図れるときはここで終了

## 審 査

援助要件を満たすと援助開始決定

- ・費用の立替え
- ・受任者・受託等の選任

### 援助要件

- ①被災者であり、かつ申し込みに係る対象手続の当事者であること
- ②解決しようとする紛争が、東日本大震災に起因するものであること
- ③勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ④震災法律援助の趣旨に適すること

受任・受託を承諾している  
弁護士・司法書士等からの持込

### 震災代理援助

### 震災書類作成援助

- ・センター、被援助者、弁護士・司法書士等の三者による契約書の作成

## 事 件 処 理

- ・民事裁判等手続の代理
- ・裁判前の交渉の代理
- ・ADRの代理
- ・行政不服申立手続の代理
- ・裁判所提出書類の作成等

## 立替金の償還猶予

（事件進行中）

## 立替金の償還

（事件終結後）

- ・終結時の決定に従って償還

## 事 件 終 結

（結果報告書）

## 終 結 審 査

- ・報酬金の決定
- ・償還方法の決定

完 済

猶予又は免除

2013（平成25）年8月1日 発行

編 集：日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8階

Tel 0503383-5333（代表）